

# 地域農業計画実践支援事業実施要領

(制定 平成 25 年 4 月 3 日 農振第 7 号)  
(一部改正 平成 26 年 3 月 27 日 農振第 879 号)  
(一部改正 平成 27 年 3 月 24 日 農振第 831 号)  
(一部改正 平成 28 年 3 月 24 日 農振第 788 号)  
(一部改正 平成 29 年 3 月 7 日 農振第 727 号)  
(一部改正 令和元年 6 月 4 日 農振第 94 号)  
(一部改正 令和 2 年 3 月 31 日 農振第 701 号)  
(一部改正 令和 3 年 3 月 31 日 農振第 941 号)  
(一部改正 令和 4 年 3 月 30 日 農振第 946 号)  
(一部改正 令和 5 年 3 月 27 日 農振第 858 号)

## 第 1 趣旨

本県では、平成 31 年 3 月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン」に基づき、「意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図る」「収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくる」「農林水産物の付加価値を高め、販路を広げる」こととしており、その実現に向け、令和 5 年 3 月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプラン」において、市町村が作成する地域農業のあり方や農地利用の目標等を明確にした「地域農業マスターplan（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画）」（以下「マスターplan（地域計画）」という。）の実践を支援することとしている。

こうした状況を踏まえ、「地域農業計画実践支援事業」（以下「事業」という。）により、マスターplan（地域計画）に位置づけられた担い手の規模拡大や、地域資源を活用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成を支援する。

## 第 2 事業の実施方針

- 「いわて県民計画長期ビジョン」が目指す、意欲と能力をもった経営体の育成、生産性・市場性の高い產地形成等を推進するため、各種の国庫補助事業や市町村単独事業、農業団体の事業等と十分に調整を図りながら、総合的かつ計画的に進めるものとする。
- マスターplan（地域計画）の実現に向けて最大限に取り組むとともに、限られた財源を有効に活用するため、徹底した事業コストの低減に努めるものとする。

## 第 3 事業の内容

事業区分は次に掲げるとおりとし、それぞれの事業実施主体、事業内容、補助率及び採択基準等は、別記 1 から 3 のとおりとする。

- （1）担い手育成型
- （2）地域資源活用型
- （3）リーディング経営体育成型

## 第 4 事業の実施地域

事業は、取組が位置付けられているマスタープラン（地域計画）が作成されている地域において実施するものとする。

## 第5 経営発展計画の採択及び実施計画の策定

### 1 経営発展計画の採択の手続き

- (1) リーディング経営体育成型による事業を実施しようとする事業実施主体は、別添様式に基づく経営発展計画を作成し、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により事業実施主体から提出された経営発展計画について、必要な指導・調整を行い、広域振興局長に提出するものとする。
- (3) 広域振興局長は、(2)により提出された経営発展計画がリーディング経営体育成型の要件を満たしている場合、農林水産部長に提出する。
- (4) 農林水産部長は、別に定めるところにより、地域農業計画実践支援事業（リーディング経営体育成型）経営発展計画審査会を開催のうえ、審査結果を踏まえ、経営発展計画を採択するとともに、広域振興局長を通じて市町村長に審査結果を通知するものとする。

なお、審査における対象者選定基準は別記4のとおりとする。

### 2 実施計画の申請及び承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年度目を目標年度とする成果目標を定めた実施計画書（様式第1号）及び事業評価表（様式第2号）を作成し、様式第3号により市町村長に承認の申請を行うものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により各事業実施主体から提出された実施計画書及び事業評価表について、必要な指導・調整を行い、実施計画総括表（様式第4号）を作成し、実施計画書及び事業評価表を添付し、様式第3号により広域振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

### 3 実施計画の変更

実施計画の重要な変更是、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、2に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 主要工事の内容の変更、機械若しくは施設の構造若しくは機能の変更又は機械の種別の変更
- (5) 補助金額の増

## 第6 推進活動

市町村長は、広域振興局長ほか関係機関との連携のもと、事業の円滑かつ適正な推進について、事業実施主体に対する指導を行うものとする。

## 第7 損害保険等への加入

- 1 園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合、事業実施主体は、園芸施設共済や民間事業者が提供する損害保険等への加入により、気象災害等に備えるものとする。なお、加入期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年

で加入することとし、また、当該施設の処分制限期間において継続するものとする。

- 2 園芸施設共済の引受対象となる施設以外を整備・導入する場合、事業実施主体は、農機具共済や民間事業者等が提供する損害保険等への加入に努めるものとする。

## 第8 事業評価

### 1 事業評価の実施

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、成果目標の達成状況について、事業評価表（様式第2号）を用いて自ら評価を行い、当該年度の翌年度の5月15日までに様式第5号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)で各事業実施主体から提出された事業評価表の内容を点検評価し、事業評価集計表（様式第6号）を作成のうえ、同年5月31日までに様式第7号により広域振興局長に報告するものとする。

### 2 目標達成に向けた支援

- (1) 市町村長及び広域振興局長は、事業評価結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 広域振興局長は、目標年度において成果目標が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、市町村長を通じて事業実施主体に対して改善計画を提出させ、目標が達成されるまで（処分制限期限または7年の短い期間）継続して適切な指導を行うものとする。

## 第9 補助

広域振興局長は、予算の範囲において、第3に定める事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月3日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 2 いわて未来農業確立総合支援事業実施要領（平成23年5月26日付け農振第146号農林水産部長通知）は廃止する。
- ただし、平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年3月27日から施行し、平成26年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 4 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記 1

### 事業区分、成果目標、対象品目等及び事業実施主体

1 事業区分、成果目標、対象品目等及び事業実施主体は下表のとおりとする。

事業区分	成果目標	対象品目等	事業実施主体
担い手育成型  別記1の3に掲げる選択項目の表から2項目以上選択して設定する。  うち1項目は必須目標の項目から選択するものとし、かつ、選択項目①から③は5%以上の向上、又は皆増、④から⑥は5%以上の減であること。  なお、化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を導入する場合の必須目標は、選択項目⑤又は⑥から選択すること。	園芸等  畜産		<p>① 中心経営体である法人（中心経営体（認定農業者若しくは認定就農者又は目標年度までにこれらの認定を受ける見込みの者（以下「認定農業者等」という。）に限る。）のうち、3戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人）</p> <p>② 中心経営体等で組織する団体（3戸以上の農家で組織され、かつ、中心経営体（認定農業者等に限る。）が過半数を占める団体）</p> <p>③ 農業協同組合の生産部会（農業協同組合内に組織された農業生産団体で、かつ、受益者が3戸以上であって、うち中心経営体（認定農業者等に限る。）が過半数を占めるもの）</p> <p>④ 農業協同組合</p> <p>⑤ 全国農業協同組合連合会岩手県本部</p>

(次ページへ)

(別記1の1 事業区分、成果目標、対象品目等及び事業実施主体 続き)

事業区分	成果目標	対象品目等	事業実施主体
地域資源活用型	販売額5%以上増。	流通・加工処理機械施設整備	① 中心経営体である法人（中心経営体（認定農業者等に限る。）のうち、3戸以上の農家で組織された法人及び農事組合法人） ② 中心経営体を含む団体（3戸以上の農家等で組織され、かつ、中心経営体（認定農業者等に限る。）を含む団体）
リーディング 経営体育成型	別記1の4に掲げる選択項目の表から1項目を選択して設定する。	園芸等 畜産 土地利用型作物（水稻・麦・大豆・そば） 流通・加工処理機械施設	① 次の要件を全て満たすリーディング経営体候補者 ア 中心経営体であること。 イ 認定農業者であること。 ウ 経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成したこと。 なお、いわてアグリフロンティアスクールを修了した者にあっては、同スクールを通じて作成した農業ビジネス戦略計画をもって中長期の経営計画を作成したものとみなす。

注 事業実施主体にかかる各用語の定義は次のとおりとする。

- ① 中心経営体 マスター・プランに掲げられた中心となる経営体。地域計画を作成した地域にあっては、地域計画に掲げられた地域内の農業を担う者。
- ② 認定農業者 基盤強化法第12条の認定を受けた認定農業者。
- ③ 認定就農者 基盤強化法第14条の4の認定を受けた者であって、18歳以上50歳未満のもの。
- ④ スマート農業機械 別記3 3（5）に定める機械とする。

2 事業実施主体が農業協同組合又は全国農業協同組合連合会岩手県本部であって、次の要件を全て満たす場合は貸付ができるものとする。

(1) 農業協同組合の場合

- ア 貸付対象者は当該組合員で、かつ、中心経営体又は中心経営体を含む団体に限る。
- イ 実施計画書で貸付対象者を明確にしていること。
- ウ 成果目標が達成されるまで貸付対象者の変更は行わないこと。
- エ 受益及び成果目標は貸付対象者ごとの設定とすること。

(2) 全国農業協同組合連合会岩手県本部の場合

- ア 貸付先は当該会員（農業協同組合）で、かつ、貸付を受けた会員が当該組合員に貸し付ける場合に限る。
- イ アの貸付を受けた会員が貸し付ける貸付対象者は、中心経営体又は中心経営体を含む団体であること。
- ウ 実施計画書で貸付対象者を明確にしていること。
- エ 成果目標が達成されるまで貸付対象者の変更は行わないこと。
- オ 受益及び成果目標は貸付対象者ごとの設定とすること。

3 担い手育成型の成果目標は、下表の選択項目から選択して設定するものとする。

目標項目	選択項目	内 容
必須目標 (①から③ は5 %以上 の向上、又 は皆増。④ から⑥は 5 %以上の 減。)	① 販売量の増	農産物や加工品等の販売量の増加。
	② 販売額の増	農産物や加工品等の販売額の増額。
	③ 経営規模拡大	面積や頭数等、経営規模の拡大。
	④ 経営コストの縮減	栽培及び管理技術の改善、作業の時間の短縮、単収の向上等による経営コスト（生産・加工・流通・その他農業経営にかかるコストを含む。）の縮減に取り組むこと。
	⑤ 化学肥料使用量の減	化学肥料の使用量の低減。
	⑥ 化学農薬使用量の減	化学農薬の使用量の低減。
任意目標	⑦ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせた農業経営に取り組むこと。
	⑧ 農産物の高付加価値化	栽培及び管理技術の改善等による品質向上等、農産物の付加価値向上に取り組むこと。
	⑨ 農業の6次産業化	事業実施主体自らが生産した農畜産物（特産物を含む。）を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取組むこと。
	⑩ 農業経営の法人化	法人化すること。
	⑪ その他（自由設定）	選択項目①～⑩によらず、事業実施主体自ら考案・設定する。ただし、目標の妥当性について農業改良普及センターに協議し、同意を得ること。

注 1 設定する目標は、整備する機械、施設等により発現される効果とすること。

注 2 任意目標は必須目標の選択項目から選択しても差し支えない。ただし、重複しないものであること。

注 3 現状値及び目標値は、対象作目にかかる値とする。

4 リーディング経営体育成型の成果目標は、下表の選択項目から選択して設定するものとする。

目標項目	選択項目	内 容
必須目標 (1つ選択 のこと)	① 年間販売額の増	事業実施主体の年間販売額がおおむね 3,000 万円を上回ること。 ただし、この場合における事業実施年度の前年度における年間の販売額は、3,000 万円未満とする。
	② 年間農業所得の増	事業実施主体の年間農業所得がおおむね 1,000 万円を上回ること。 ただし、この場合における事業実施年度の前年度の年間農業所得は、1,000 万円未満とする。

注 設定する目標は、整備する機械、施設等により発現される効果とすること。

別記 2

**補助対象上限事業費、県補助率及び市町村補助率**

1 補助対象上限事業費、県補助率及び市町村補助率は下表のとおりとする。

事業区分	対象品目	補助対象	補助対象上限事業費	県補助率	市町村補助率
担い手育成型	園芸等・畜産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備</li> <li>・生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。）</li> <li>・生産施設整備</li> </ul>	2,000万円 (牛舎は5,000万円)	1/3以内	1/2以上
	土地利用型作物 (水稻・麦・大豆・そば)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械に限る。）</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備</li> <li>・生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を除く。）</li> <li>・生産施設整備</li> </ul>	1,000万円	1/5以内	3/10以上
地域資源活用型	—	・流通・加工処理機械施設	2,000万円	1/3以内	1/2以上
リーディング 経営体育成型	園芸等・畜産、土地利用型作物 (水稻・麦・大豆・そば)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産管理用機械整備</li> <li>・生産施設整備</li> <li>・流通・加工処理機械施設</li> </ul>	1,500万円	1/3以内	1/2以上

注 県補助率は県から市町村への補助率、市町村補助率は市町村から事業実施主体への補助率。

2 補助対象上限事業費は、実施計画の総事業費の上限とする。

なお、補助対象上限事業費を超える事業費の場合は、補助対象上限事業費を超える額について県補助金の交付の対象外とする。

また、市町村は補助対象上限事業費の額に市町村補助率を乗じた額以上の額を補助するものとする。

3 実施計画の総事業費は50万円以上であるものとする。

なお、実施計画の変更により総事業費が50万円未満となる場合は事業対象外となる。

4 県補助金は、整備内容ごとに県補助率を乗じた額以内の額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

## 別記 3

### 補助対象事業及び採択基準

#### 1 園芸等

(1) 対象作目は次のとおりとする。

ア 野菜、花き、果樹

イ 葉たばこ、ホップ

ウ 雜穀（ひえ、あわ、きび、ハトムギ等）

エ その他特產品目（特用林產物（原木しいたけは除く）等）

(2) 補助対象事業及び採択基準は下表のとおりとする。

補助対象事業	採択基準																								
① 基盤整備 ア 畑地、樹園地造成・整備 イ かんがい施設 ウ 暗渠排水施設 エ 作業道	a 受益面積は、概ね 0.30ha 以上 5.00ha 未満とする。 b 水源確保を目的としたさく井工事は対象外とする。 c 作業道の整備は、中山間地域に限るものとし、1路線の延長が 1km 未満で、かつ、上置きの敷砂利のみで、その受益面積の 8割以上が農地であるものとする。																								
② 生産管理用機械整備 ア 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械 イ ア以外の生産管理用機械 ウ 土壌・土層改良用機械（トラクター及び附属作業機を含む。） エ 地力増進機械（トラクター及び附属作業機を含む。） オ 運搬機械 カ 集出荷用機械	a 受益面積は、概ね次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>露地</th><th>施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>野菜</td><td>1.00ha 以上</td><td>0.10ha 以上</td></tr><tr><td>花き</td><td>0.50ha 以上</td><td>0.05ha 以上</td></tr><tr><td>果樹</td><td>1.00ha 以上</td><td>0.10ha 以上</td></tr><tr><td>葉たばこ</td><td>3.00ha 以上</td><td></td></tr><tr><td>ホップ</td><td>1.00ha 以上</td><td></td></tr><tr><td>雑穀</td><td>0.20ha 以上</td><td></td></tr><tr><td>その他特產品目</td><td>0.05ha 以上</td><td>0.05ha 以上</td></tr></tbody></table> <p>b 生産管理用機械は、受益作目の生産管理に必要な機械であること。 c 乗用型トラクターは 14 馬力以上のものとする。 d 機械の導入にあたっては、岩手県高性能農業機械導入計画に基づき、導入しようとする機械の規模等の妥当性を検証するものとする。</p> <p>なお、中山間地域において実施する場合は、岩手県高性能農業機械導入計画は適用しないものとする。ただし、この場合にあっても、地域の状況に応じた機械の規模等の妥当性を検証すること。</p>	種別	露地	施設	野菜	1.00ha 以上	0.10ha 以上	花き	0.50ha 以上	0.05ha 以上	果樹	1.00ha 以上	0.10ha 以上	葉たばこ	3.00ha 以上		ホップ	1.00ha 以上		雑穀	0.20ha 以上		その他特產品目	0.05ha 以上	0.05ha 以上
種別	露地	施設																							
野菜	1.00ha 以上	0.10ha 以上																							
花き	0.50ha 以上	0.05ha 以上																							
果樹	1.00ha 以上	0.10ha 以上																							
葉たばこ	3.00ha 以上																								
ホップ	1.00ha 以上																								
雑穀	0.20ha 以上																								
その他特產品目	0.05ha 以上	0.05ha 以上																							

(次ページへ)

## (1 園芸等の (2) 補助対象事業及び採択基準 続き)

補助対象事業	採択基準
<p>③ 生産施設整備</p> <p>ア 栽培・育苗用ハウス及び附属設備</p> <p>イ 栽培用施設及び資材</p> <p>ウ 自動点滴灌水装置</p> <p>エ 育苗施設</p> <p>オ 乾燥・調製施設</p> <p>カ 農機具格納庫</p> <p>キ 種苗・植栽</p> <p>ク 地力増進施設及び付属施設</p>	<p>a 受益面積は、上記②の園芸等の生産管理用機械整備に準ずる。(栽培用ハウス及びその付属設備を除く。)</p> <p>b 栽培用施設のうち、パイプハウスに限り、建設費のみも対象とする(外注した場合に限る)。なお、附属設備は、既存施設への整備もできるものとする。</p> <p>c 栽培用施設は、栽培棚、防風網、貯水槽とする。</p> <p>d 栽培用資材は、野菜、花き、果樹の栽培用の支柱等とする。(消耗品、収穫用は除く。)</p> <p>e 農機具格納庫は、当該事業で導入する生産管理用機械を格納するために必要な規模とする。</p> <p>f 種苗及び植栽は、永年性のもの又は原種として利用するものに限る。</p> <p>g 地力増進施設の整備は、家畜ふん尿又は農場副産物を原料とした有機物供給のための堆肥舎で、1箇所の規模は県の施肥基準に基づき、堆肥を投入する農地面積に応じた必要面積とする。</p> <p>ただし、1m<sup>2</sup>当たりの補助対象上限単価は34,000円/m<sup>2</sup>とする。</p>

注 本事業による「中山間地域」は次に掲げる地域とする。(以下同じ。)

- ① 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域）
- ② 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村）
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域（同法第41条第1項又は第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を含む。）

ただし、同法附則第5条に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項若しくは第7条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域については、令和8年度までの間は、なお従前の例による。

- (3) 上記(2)以外で、広域振興局長が特に必要と認め、農林水産部長が同意した場合は、広域振興局長特認事業として実施することができるものとする。
- (4) リーディング経営体育成型の補助対象事業は、(2)の「補助対象事業」欄の「②生産管理用機械整備」及び「③ 生産施設整備」に掲げるものに限る。

## 2 畜産

(1) 対象作目は、肉用牛、乳用牛及びそれらに係る飼料作物とする。

(2) 補助対象事業及び採択基準は次表のとおりとする。

補助対象事業	採択基準										
<p>① 基盤整備</p> <p>ア 草地、飼料畑造成・整備</p> <p>イ 作業道</p>	<p>a 受益面積は、概ね 0.30ha 以上 5.00ha 未満とする。</p> <p>b 作業道の整備は、中山間地域に限るものとし、1路線の延長が 1km 未満で、かつ、上置きの敷砂利のみで、その受益面積の 8割以上が農地であるものとする。</p>										
<p>② 生産管理用機械整備</p> <p>ア 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械</p> <p>イ ア以外の生産管理用機械</p> <p>ウ 土壌・土層改良用機械 (トラクター及び附属作業機を含む。)</p> <p>エ 地力増進機械(トラクター及び附属作業機を含む。)</p> <p>オ 運搬機械</p> <p>カ 集出荷用機械</p> <p>キ 飼料生産・調製用機械</p> <p>ク 牛群管理用機械</p>	<p>a 対象作目毎の事業実施主体の受益面積及び頭数は、概ね次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>受益面積及び頭数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖用肉牛</td><td>10 頭以上</td></tr> <tr> <td>肥育用肉牛</td><td>20 頭以上</td></tr> <tr> <td>乳用牛（経産牛）</td><td>30 頭以上</td></tr> <tr> <td>飼料作物</td><td>5.00ha 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>b 生産管理用機械は、生産管理に必要な機械であること。</p> <p>c 乗用型トラクターは 14 馬力以上のものとする。</p> <p>d 飼料生産・調製用機械整備は、粗飼料生産用又は飼料調製用機械の導入であって、牧草、デントコーン、TMR 等生産調製用とする。(モア、テッター、レーキ、ベーラ、ハーベスター、混合機等)</p> <p>e 牛群管理用機械は、畜舎管理カメラや発情発見器等、牛群の状態を観察、記録する機械及び疾病防止等を目的とした動力噴霧器とする。</p> <p>f 機械の導入にあたっては、岩手県高性能農業機械導入計画に基づき、導入しようとする機械の規模等の妥当性を検証するものとする。</p> <p>なお、中山間地域において実施する場合は、岩手県高性能農業機械導入計画は適用しないものとする。ただし、この場合にあっても、地域の状況に応じた機械の規模等の妥当性を検証すること。</p>	種別	受益面積及び頭数	繁殖用肉牛	10 頭以上	肥育用肉牛	20 頭以上	乳用牛（経産牛）	30 頭以上	飼料作物	5.00ha 以上
種別	受益面積及び頭数										
繁殖用肉牛	10 頭以上										
肥育用肉牛	20 頭以上										
乳用牛（経産牛）	30 頭以上										
飼料作物	5.00ha 以上										

(次ページへ)

(2) 畜産の(2) 補助対象事業及び採択基準 続き)

補助対象事業	採択基準																															
③ 生産施設整備																																
ア 牛舎	a 対象作目毎の事業実施主体の受益面積及び頭数は、上記②の畜産の生産管理用機械整備に準ずる。																															
イ 地力増進施設及び付属施設	b 牛舎の整備は、概ね次表に掲げるとおりとする。																															
ウ 簡易パドック及び電気牧柵	<table border="1"> <thead> <tr> <th>牛舎種別</th> <th>施設規模</th> <th>1頭当たり床面積</th> <th>補助対象上限単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用繁殖牛舎</td> <td>10頭以上</td> <td>12m<sup>2</sup>以下</td> <td>36,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>肉用肥育牛舎</td> <td>20頭以上</td> <td>7m<sup>2</sup>以下</td> <td>36,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乳用乾乳・育成牛舎</td> <td rowspan="3">経産牛30頭以上に見合う頭数規模</td> <td>つなぎ 25m<sup>2</sup>以下</td> <td>61,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>フリーストール 19m<sup>2</sup>以下</td> <td>43,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>フリーバーン 22m<sup>2</sup>以下</td> <td>29,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乳用哺育牛舎</td> <td rowspan="3">経産牛30頭以上に見合う頭数規模</td> <td>カウハッチ 3m<sup>2</sup>以下</td> <td>28,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>カウペーン 3m<sup>2</sup>以下</td> <td>28,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>集団施設 10m<sup>2</sup>以下</td> <td>28,000円/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				牛舎種別	施設規模	1頭当たり床面積	補助対象上限単価	肉用繁殖牛舎	10頭以上	12m <sup>2</sup> 以下	36,000円/m <sup>2</sup>	肉用肥育牛舎	20頭以上	7m <sup>2</sup> 以下	36,000円/m <sup>2</sup>	乳用乾乳・育成牛舎	経産牛30頭以上に見合う頭数規模	つなぎ 25m <sup>2</sup> 以下	61,000円/m <sup>2</sup>	フリーストール 19m <sup>2</sup> 以下	43,000円/m <sup>2</sup>	フリーバーン 22m <sup>2</sup> 以下	29,000円/m <sup>2</sup>	乳用哺育牛舎	経産牛30頭以上に見合う頭数規模	カウハッチ 3m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>	カウペーン 3m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>	集団施設 10m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>
牛舎種別	施設規模	1頭当たり床面積	補助対象上限単価																													
肉用繁殖牛舎	10頭以上	12m <sup>2</sup> 以下	36,000円/m <sup>2</sup>																													
肉用肥育牛舎	20頭以上	7m <sup>2</sup> 以下	36,000円/m <sup>2</sup>																													
乳用乾乳・育成牛舎	経産牛30頭以上に見合う頭数規模	つなぎ 25m <sup>2</sup> 以下	61,000円/m <sup>2</sup>																													
		フリーストール 19m <sup>2</sup> 以下	43,000円/m <sup>2</sup>																													
		フリーバーン 22m <sup>2</sup> 以下	29,000円/m <sup>2</sup>																													
乳用哺育牛舎	経産牛30頭以上に見合う頭数規模	カウハッチ 3m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>																													
		カウペーン 3m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>																													
		集団施設 10m <sup>2</sup> 以下	28,000円/m <sup>2</sup>																													
エ 粗飼料調製貯蔵施設	c 既設牛舎へカウコンフォート設備（飼槽、給水設備、マット、換気設備等）を整備する場合の、1事業実施主体当たりの既存施設規模は次表のとおりとする。																															
オ 農機具格納庫	<table border="1"> <thead> <tr> <th>牛舎種別</th> <th>既存施設規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用繁殖牛舎</td> <td>10頭以上</td> </tr> <tr> <td>肉用肥育牛舎</td> <td>20頭以上</td> </tr> <tr> <td>乳用乾乳・育成牛舎</td> <td>経産牛30頭以上に見合う規模</td> </tr> <tr> <td>乳用哺育牛舎</td> <td>経産牛30頭以上に見合う規模</td> </tr> <tr> <td>搾乳牛舎</td> <td>経産牛30頭以上に見合う規模</td> </tr> </tbody> </table>				牛舎種別	既存施設規模	肉用繁殖牛舎	10頭以上	肉用肥育牛舎	20頭以上	乳用乾乳・育成牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模	乳用哺育牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模	搾乳牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模																
牛舎種別	既存施設規模																															
肉用繁殖牛舎	10頭以上																															
肉用肥育牛舎	20頭以上																															
乳用乾乳・育成牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模																															
乳用哺育牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模																															
搾乳牛舎	経産牛30頭以上に見合う規模																															
	d 地力増進施設の整備は、家畜ふん尿又は農場副産物を原料とした有機物供給のための堆肥舎で、1箇所の規模は概ね30m <sup>2</sup> 以上とする。 ただし、1m <sup>2</sup> 当たりの補助対象上限単価は34,000円/m <sup>2</sup> とする。																															
	e 簡易パドック及び電気牧柵の整備は、コンクリートたたきを使用しないものとする。																															
	f 粗飼料調製貯蔵施設整備は、サイレージ生産用のパンカーサイロとする。ただし、パンカーサイロの内容積1m <sup>3</sup> 当たりの補助対象上限単価は7,000円/m <sup>3</sup> とする。																															
	g 農機具格納庫は、当該事業で導入する生産管理用機械を格納するために必要な規模とする。																															

(3) 上記(2)以外で、広域振興局長が特に必要と認め、農林水産部長が同意した場合は、広域振興局長特認事業として実施することができるものとする。

(4) リーディング経営体育成型の補助対象事業は、(2)の「補助対象事業」欄の「② 生産管理用機械整備」及び「③ 生産施設整備」に掲げるものに限る。

### 3 土地利用型作物

(1) 対象作物は、水稻、麦、大豆、そばとする。

(2) 補助対象事業及び採択基準は次表のとおりとする。

補助対象事業	採択基準
① 基盤整備 ア 区画整理 イ 暗渠排水施設 ウ 作業道	a 受益面積は、概ね 0.30ha 以上 5.00ha 未満とする。  b 作業道の整備は中山間地域に限り、かつ、上置きの敷砂利のみとし、1路線の延長が 1 km 未満で、その受益面積の 8割以上が農地であるものとする。
② 生産管理用機械整備 ア 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械 イ ア以外の生産管理用機械 ウ 土壌・土層改良用機械（トラクター及び附属作業機を含む。） エ 運搬機械 オ 集出荷用機械	a 受益面積は、概ね 20ha 以上（中山間地域は概ね 10ha 以上）とする。  b 生産管理用機械整備は、受益作目の生産管理に必要な機械であること。  c 乗用型トラクターは、30馬力以上とする。  d 機械の導入にあたっては、岩手県高性能農業機械導入計画に基づき、導入しようとする機械の規模等の妥当性を検証するものとする。  なお、中山間地域において実施する場合は、岩手県高性能農業機械導入計画は適用しないものとする。ただし、この場合にあっても、地域の状況に応じた機械の規模等の妥当性を検証すること。
③ 生産施設整備 ア 乾燥調製施設 イ 育苗施設 ウ 農機具格納庫	a 受益面積は、上記②の土地利用型作物の生産管理用機械整備に準ずる。  b 農機具格納庫は、当該事業で導入する生産管理用機械を格納するために必要な規模とする。

(3) 上記(2)以外で、広域振興局長が特に必要と認め、農林水産部長が同意した場合は、広域振興局長特認事業として実施することができるものとする。

(4) リーディング経営体育成型の補助対象事業は、(2)の「補助対象事業」欄の「② 生産管理用機械整備」及び「③ 生産施設整備」に掲げるものに限る。

(5) スマート農業機械は、(2)の「補助対象事業」欄の「② 生産管理用機械整備」に掲げるもののうち、次表のものに限る。

ア 農業用機械の自動操舵システム イ 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む） ウ 水田の高度水管理体制	a G P S 等の活用により、農業用機械の直進部分の操舵を自動で行うシステムを内蔵した農業用機械や R T K - G P S 等基地局。  b 農薬・肥料等の空中散布や作物の生育状況等のセンシングを行う無人航空機。機械の選定にあたっては、受益面積と機械の導入価格を検討し、既存の機械との作業性を比較すること。なお、連続散布に必要なバッテリーは対象とするが、操縦にかかる講習料及びヘルメットは除く。  c 水田において、水位、水温等のセンサーで得られた情報を基に、 I C T を活用して給排水栓等の制御を遠隔操作又は自動で行うシステム。
---	--

#### 4 流通・加工処理機械施設整備

- (1) 事業実施主体自らが生産又は採取した農畜産物等（特産物を含む。以下同じ。）を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組むものとする。
- (2) 補助対象事業は、6次産業化に必要な流通・加工処理機械施設の整備とし、対象作目に係る取組がマスタープラン（地域計画）に位置付けられているものとする。

#### 5 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械

1及び2、3の(2)の「補助対象事業」欄の「② 生産管理用機械整備」の「ア 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械」は、次表のものに限る。

ア 可変施肥田植機	a 土壌肥沃度等のセンサーを搭載し、肥沃度に応じて施肥量を自動で調節する田植機
イ ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム	b ほ場環境（温度、湿度、日照量等）、土壌状態（水位、肥沃度等）、作物の生育状況等のセンサーで得られた複数の情報を基に、ＩＣＴを活用して施肥量等を自動で調節する機能を有する農業用機械及びシステム
ウ マニュアルスプレッダー	
エ 局所施肥機	

別記 4

**地域農業計画実践支援事業  
(リーディング経営体育成型) 対象者選定基準**

項目 1 将来の農業経営に関する目標が明確となっており、経営改善に対して高い意欲をもっていること

項目 2 事業の成果目標及び経営目標の達成に向けた工程表及び生産計画等の内容が現実的で確実性が高いこと

項目 3 経営発展計画の内容（機械設備等の導入等）が経営目標達成に必要なものであること

項目 4 高いモデル性があり、地域への波及効果が見込まれること

項目 5 いわてアグリフロンティアスクールを修了（修了見込みを含む）していること

配点

【項目 1～4】

配点	非常に優れている (期待できる)	優れている (やや期待できる)	普通	劣っている (あまり期待でき ない)	非常に劣っている (期待できない)
	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

【項目 5】

配点	いわてアグリフロンティア スクール修了生 (修了見込みの者 を含む)	左記以外
	1 点	加点なし

様式第1号（第5関係）

年度 地域農業計画実践支援事業 実施計画書

年 月 日作成

実施年度		市町村名		地区名		事業区分	
------	--	------	--	-----	--	------	--

1 事業実施主体

団体名等		代表者		組合員数	
住所		連絡先		貸付対象者	

注 貸付による場合は、貸付者ごとに実施計画書を作成すること。

2 地域農業マスターplan（地域計画）

プラン名	集落/地域名	当初 作成 年月	最終 更新 年月	経営体 (氏名)	現状 ( 年度)		計画 ( 年度)		新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	

注1 事業実施主体又は貸付対象者にかかるマスターplan（地域計画）の内容を転記のこと。

注2 複数のマスターplan（地域計画）に属する場合は、原則として全てのプランを記載することとするが、事業の受益に関連する部分の記載でも差し支えない。

3 事業目的

--

4 事業内容

番号	対象作目	受益	事業内容	導入場所	耐用 年数	担保	事業費	うち補助 対象事業費	負担区分			施工計画		備考
									県補助金	市町村費	事業実施主体	着工（予定） 年月日	完成（予定） 年月日	
1						□								
2						□								
3						□								
合計														

注1 整備内容ごとに記載すること。なお、同機種・同規格のものを複数導入する場合に限り、一括計上できるものとする。

注2 事業費は事業に要する経費（消費税等相当額を含む額。）を記載すること。

注3 備考欄には、除税額、上限単価等、補足情報を記載すること。

## 5 成果目標

種別	番号	項目	現状値	目標値	向上率	事業と成果目標の関連性	成果目標達成に向けた具体的な取組内容
必須							
任意							

注 現状値は原則として事業実施前年度の数値とする。ただし、事業実施前年度の数値が過去と比較して著しく乖離していると判断される場合は、事前に市町村長と協議した上で、過去5年間の平均値を採用しても差し支えない。その場合は、現状値を算出した根拠資料を添付すること。

## 6 利用計画

事業内容	管理主体	対象作目及び受益面積等	年次	年間計画												備考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			1年度目													
			2年度目													
			3年度目													

注1 本計画は、基盤整備の場合は土地利用計画、機械・施設導入の場合は利用（稼働）計画、その他の場合は対象作目の作付又は飼養計画等を記載するものとし、表は必要に応じて適宜修正して構わない。

注2 次年度以降概ね同じ利用計画となる場合は次年度以降の記載を省略して構わない。その場合は備考欄に「次年度以降同じ」と記載すること。

## 7 添付資料

- (1) 位置図
- (2) 地域農業マスターplan（地域計画）の写し（事業実施主体又は貸付対象者に該当する部分）
- (3) 事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し
- (4) 事業導入の意思決定がわかる資料（総会資料、会議議事録等）
- (5) 本事業により導入する機械、施設等の管理運営規程
- (6) 貸付契約書案（貸付による場合）
- (7) 規模決定根拠資料
- (8) 事業費算定基礎資料（参考見積書、カタログ、実施設計書、設計図面等）
- (9) 成果目標を自由設定により設定した場合は農業改良普及センターとの協議結果が分かる資料
- (10) 事業実施主体の特例による場合は実施要領別記1の1の事業実施主体要件⑥要件を全て満たすことを証する資料
- (11) 広域振興局長特認事業による実施を希望する場合は市町村長の意見を付した書面
- (12) その他、市町村長又は広域振興局長が必要と認める資料

様式第2号（第5の2、第7の1関係）

年度地域農業計画実践支援事業  
事業評価表（○年度目評価（○年度））

市町村名		事業実施主体名	
------	--	---------	--

1 事業内容

事業区分		事業内容	
対象作目		貸付対象者	
事業費	円	(うち県 内、市町村)	円)

2 目標及び実績

目標項目	現状値 ( )	実績値			目標値 ( )	達成状況 ○・×
		1年度目 ( )	2年度目 ( )	3年度目 ( )		
〔必須項目〕						
	(向上率)	%	%	%	%	
〔任意項目〕						
	(向上率)	%	%	%	%	

注1 向上率の計算は（○年度目—現状値）／現状値×100%とし、小数点以下第2位を四捨五入する。  
なお、現状値が0で実績値が生じた場合は、向上率の欄に「皆増」と記載する。

注2 達成状況の欄は、目標値に達した場合は「○」を、達しない場合は「×」を記載する。

3 未達成項目に対する改善措置

未達成項目	未達成の要因	達成に向けた対策

注 貸付による場合は貸付対象者ごとに作成すること。

様式第3号（第5の2関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様  
(広域振興局長 様)

住 所  
事業実施主体名  
代表者職・氏名  
( 市町村長 )

年度地域農業計画実践支援事業の実施計画（変更）承認申請について  
地域農業計画実践支援事業実施要領(平成25年4月3日付け農振第7号)第5の2の(1)  
(又は(2))に基づき、実施計画（変更）の承認を申請します。

注1 事業実施主体が市町村長に申請する場合は、実施計画書（変更）（様式第1号）及び事業評価表（様式第2号）を添付すること。

注2 市町村長が広域振興局長に申請する場合は、実施計画総括表（様式第4号）、各事業実施主体の実施計画書（様式第1号）及び事業評価表（様式第2号）を添付すること。

## 令和 年度地域農業計画実践支援事業 実施計画総括表

様式第5号（第8の1の（1）関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

住 所  
事業実施主体名  
代表者職・氏名

年度地域農業計画実践支援事業の事業評価報告について  
地域農業計画実践支援事業実施要領(平成25年4月3日付け農振第7号)第7の1の(1)  
に基づき、○年度目評価について別添のとおり提出します。

注 事業評価表（様式第2号）を添付すること。

様式第6号（第8の1の（2）関係）

年度地域農業計画実践支援事業 事業評価集計表  
○○市町村 年度評価（年度目評価）

事業実施主体 (貸付対象者)	目標項目	向上率	達成 状況	目標未達成の場合における 市町村の考察及び支援策

注1 本表は実施年度ごとに作成すること。

注2 「目標未達成の場合における市町村の考察及び支援策」の欄については、原則として目標年度において目標未達成の場合に記載のこと。ただし、目標年度以前でも、特筆すべき事項がある場合は記載を妨げない。

注3 目標年度を超えて評価する場合に本表を使用する場合は、目標達成した事業実施主体は本表から除くこと。

様式第7号（第8の1の（2）関係）

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

地域農業計画実践支援事業の 年度事業評価の報告について  
地域農業計画実践支援事業実施要領(平成25年4月3日付け農振第7号)第7の1の(2)  
に基づき、下記事業の事業評価について、別添のとおり報告します。

記

1 報告対象事業

- (1) 年度実施事業（年度目評価）
- (2) 年度実施事業（年度目評価）
- (3) 年度実施事業（年度目評価）

注 事業評価集計表（様式第6号）及び各事業実施主体から提出された事業評価表（様式第2号）の写しを添付すること。

## 別添様式

## 経営発展計画〔地域農業計画実践支援事業（リーディング経営体育成型）〕

記入年月日 令和 年 月 日

氏名 (法人名)	(法人代表者名 )	
住所	〒 -	電話番号 ( )
生年月日 (法人設立年)	年 月 日生 (法人設立 年)	
農業経営改善計画 認定年度	年度認定 認定市町村 :	中心経営体として位置付けられる地域農業マスタープラン（地域計画） 名 ○○地域農業マスタープラン（○○地域計画） 集落/地区名 :
営農作目	<参考> いわてアグリフロンティアスクール 年度受講修了 (法人の場合、受講者氏名 : )	

## 1 経営発展のための事業計画（規模拡大等のため導入しようとする機械・施設、事業・資金、実施時期、必要とする理由など）

## (1) 地域農業計画実践支援事業（リーディング経営体育成型）で導入する機械・設備等の必要性

## (1) 現状の課題

## (2) 機械等の導入により期待される効果及び販売額向上に寄与する理由（数値等を用い具体的に記入すること）

(2) 経営発展のための事業計画

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	活用する資金・事業名

2 将来の農業経営に関する目標

(1) 規模の拡大等の生産部門の目標

経営内容 取組事項等	現 状 ( 年)	【事業実施年度】 1年度目 ( 年)	2年度目 ( 年)	【目標年度】 3年度目 ( 年)
販 売 額 (万円)				

(2) 農畜産物加工・販売等の経営多角化部門の目標

経営内容 取組事項等	現 状 ( 年)	【事業実施年度】 1年度目 ( 年)	2年度目 ( 年)	【目標年度】 3年度目 ( 年)
販 売 額 (万円)				

(3) 販売額及び農業所得の目標 ((1)+(2))

	現 状 ( 年)	【事業実施年度】		【目標年度】 3年度目 ( 年)
		1年度目 ( 年)	2年度目 ( 年)	
販 売 額 (万円)				
農業所得 (万円)				

注) 農業所得は、対象品目等を販売したことによるものであること。

注2) 事業実施年度から3年度目までの目標販売額が3千万円又は農業所得が1千万円以上となること。

(4) 労働力、雇用の目標

	現 状 ( 年)	【事業実施年度】		【目標年度】 3年度目 ( 年)
		1年度目 ( 年)	2年度目 ( 年)	
主たる従事者の人数 (人)				
従たる従事者の人数 (人)				
雇用人数 (実人数)	常用雇用			
	臨時雇用			

(5) 経営・財務管理の改善目標

(6) 市場価格下落など経営リスクに対する対応方向

(7) その他経営発展に向け取り組む事項

(生産方式の改善、マーケティング、法人化・組織整備など)

### 3 その他

- (1) 農業経営改善計画書の写しを添付すること。
- (2) 事業実施前年度の決算書の写しを添付すること。
- (3) 経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画の写しを添付すること。（いわてアグリフロンティアスクールを修了した者は、同スクールを通じて作成した農業ビジネス戦略計画をもって代えることができる。）